

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、釜の越地区共同施行が土地改良事業（香川用水非受益地域用水確保事業（貯水池新設事業）釜の越地区）を行うことについて平成19年3月28日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業部土地改良課において平成19年4月17日から同年5月7日まで縦覧に供する。

平成19年4月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀